寛永諸家譜

穂積氏

内閣文庫
番號 和 20199
冊數 186 (174)
函號 綱 76 1

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

彩末　　前田

寛永諸家系譜伝

種樹姓

彩末　一云籏今彩末乃字と用

家伝　寛永十五年五十二

年紀人あり岩倉張乃小彩末

沖山　十二不相現と雖

さてまつる彩末と号

雲遊乃たくみ相現候帰

京しく千尾乃峯小浦陸

浅草文庫

奉聞乃司氏人とめさるとき
漢の司馬乃軍乃婦子共後を
市橋殿と彩宮鶴原明神社十二
女乃板東のもとに勅書して
まつらせよとの仰せ板女乃姉
市橋乃二男春成殿乃
小姉と迎とられたる
姉となりて三男春紀清綱と
なくなりしまいまとなり

種横乃姉女くまとられたる婦子
真後と板女乃二男春成と
子井と号し二男春紀
ご号す神社よりてまつる
橋氏乃清宮乃清宮異賊
きたる　市橋女子井
と紀伊　紀伊
せし昌時小賊とたくぐ　市
軍功と賞じ給ま

之井又移居ハ移居ハ紀伊ハ
移居移居ハ氏ハ祭祀之
ハ紀書之井業新書
乃名ハ移居ハ山流紀書
移居

今梅ハ山流紀書ハ
日本記四事紀対戸縁ハ
ところハ紀稲積氏ハ蓑笠雄命
乃梅ハ蓑笠雄命ハ考之ハ
大臣と宮ハ天社國社祭祀の
事と一つ之ハ時代ハ
移現勧請ハ山人なるべき漢民
を移紀乃蓑笠なハ司蓑笠軍
乃名ハ移なし仮人奇
とハ紀ハ漢司蓑笠軍
を移紀蓑笠雄命ハ混ハ
乃名ハ考
ハ紀

義乃係

俗名を末永郎重勝と称す
世とのゝしるしとして
芸乃係乃号しひて
紀州と称し重勝を称して
奥州にて
矢籍にいる不幸にして肺疾
と称し保養のため日数を過ごし
ゝて高級に復せり

乃ちとゝめくゝ
高橋の庄矢并乃ゝ居住
橋投山にて一宇を精舎と
建立しくい
芸乃係乃ゝ
家のくゝこと

末

刑部郎 芸乃係に男子
二人高橋に一末乃郷と領ず

法名了意

[illegible]世系断絶する事

八九代ニ別一揆紀の[illegible]き浄[illegible]

代[illegible]乃系畠焼失[illegible]

其

左京亮　出國三河

矢部乃[illegible]居住[illegible]　法名泰[illegible]

其

与六郎　出國同前

文明年中ニ足助次郎酒吾の

[illegible]ニ移住[illegible]　法名浄本

其

[illegible]刀　出國同前

酒吾乃[illegible]居住[illegible]　法名浄悦

## 重政

三郎左衛門　生國同前

三十二歳より　くさかべ山乃手

[illegible]　法名祐泉

## 信之

友之助　生國同前

河内乃ゝ　居住

大檢視[illegible]　立てまつる

天正十八年　小田原御陣より供奉

同十九年奥州御陣より供奉

[illegible]

[illegible]　関東御陣乃砌

清使為[illegible]

大枝親[illegible]より[illegible]頭刀[illegible]清清

のぶき清[illegible]を[illegible]せつけら[illegible]

うけ[illegible]病[illegible]刀[illegible]くら刀[illegible]

[illegible]

同十二年二月七十二歳にて

死去　法名[illegible]

重氏

友之助　生國山城

元和元年

右遠藤[illegible]清[illegible]

同年より清[illegible]を[illegible]

重政

七郎右衛門　生國[illegible]

寛永[illegible]年[illegible]

右遠藤[illegible]つゝ立[illegible]

忠兵衛尉　生國同前
天正年中　長濱ニ居　松孫ニ
ゝ
大樹様ニ　召出
被成　江戸ニ
召れ　同原清庫　佐竹凱
のち　二刀ニ　ゝ



七十六ニ　病死　法名　澄忠

九左衛門　生國同前
元和元年　被召
大樹様ニ　召つるのち
右流儀敵ニ　たゝ
清兵衛　つ
同九年　病

京くまつす

重成

二高乃帥　生國同あ

寿七十九年

大檢現ニ付テ大坂

御陣ニ付京都ニ詰ル乃

ち三加ニ付ると

京都ニ

元和二年

台徳院殿ニ付テ京くまつる

寛永九年

將軍家ニ付テ京くまつる

重ゆき

生國同あ

寿七十九年

大檢現ニ付テ京くまつる大坂

陣中作法一所陣中の掟
三カ条ハ
のち
台徳院様
将軍家ハ
御納戸の役
とつとむ

重長
伊奈

実名重三ノ子
寛永九年
将軍家ハ
重成養子
仕
立まつる

重忠
九大史
元和八年
将軍家ハ
生国同
仕
立まつる
寛永元年九月
大御番

家乃紋梅(ぐるぼ)種乃丸(まる)

国立公文書館
National Archives of Japan

彫木

某

友左衛門　生國三河

某

浜左衛門　生國同所

彫井左近允祖父ナリ　法名祐念

其

一右条ハ 生國国郡

大檢視ハ法ヘ立てまつり 仕

いくこ刀自良ヨ高麗三十

張と云へるを松ハ年寄しこ

なすを生ちる 厳命ハ寄

く二十張と法ヘ内彩末

又大史ハ右条ハ生

大檢視法師端乃節ハ右条ハ宅

法体ハ如

大檢視乃法書二通 神法判

二通ハ法名明心

神法判

丙寅の年ハ村年末今居住

数ヘ事

右先祖拝列諸役ハ不拝ハ陸今

然除ヘ依ハ 寅武拝ハ於今参

指留ル不審ニ相遠ル強ク押立人
足普請ハ不仕負数ヲ以永不会
発評不審ニ相遠ル者也ノ如件

弘治四戊午
二月廿六日　　結末ハ右ニ有

言方前ニ訴出ル方ハ結末ハ方ハ分

[illegible]ル無ク相遠ル相違
之刀ヲ以来人ニ被為ル酒井[illegible]
[illegible]ル[illegible]ル

永禄四年　　義人作

七月九日　　元康御判

結末ハ右ニ有

神社判

御戸地

一参石五斗五升

以外寺石ハ寄進

孫五郎

一弐石八斗七升

以外ハ義入

一参石五斗八升ヲ買増分

以上合拾石ヲ

以代弐拾貫文

右之分依子孫酒井雅楽助殿

養者不令相違永不可違

背妙伴

永禄八年乙丑

十一月廿七日　鈴木孫五郎

吉良庄内高堤ヶ内仙賀入道但
一札為不入永出置ヶ付堤ヶ
高七百間ヶ間縄引ヶ堤ヶ
一切不可許高堤仍如件

寛正元年
九月晦日　家康御判

彩木八右衛門

全再数新田ヶ事
右前段南堤入河原ヶ三方共濱彩
堤築市ヶ衆技軍数ヶ地お出
出置年但為免成永年高永
収ヶ仕名思世而高和遠高
仍如件
天正十八年
九月廿九日　家康御判

彩木八右衛門

某

侍八郎

大檢視ノ使ヘテ

元亀二年壬刑二方原ニ陣ス

侍ヲクウチ死

東

又六郎

大檢視ノ使ヘテ

二方原ニ

ヒクウチ死

澄次

八郎ヲ生國同ス

大檢視ノ使ヘテ

黄長十字ヲ使代ヲ給ル

侍名ヲ孫

隆政

八月廿日　義國卿

白波信敬　とゝび

将軍家御下向　之事

及　上洛　之時

彰乃級梛

彩本

異民参州 吳助と称す故人氏

と吳助氏とよぶ事称とも

彩本 ゝ称ぶ吳助と称せず

●辛政

雅楽助 甘國参州の

辛政が先祖 清光祖より

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]
[illegible]を記さず　法名道光

[illegible]
越後守　生國同所
清廉[illegible]
大檢視[illegible]
天正十一年三月十[illegible]日
法名[illegible]

信重
兵庫頭　生國同前
母清廉[illegible]
[illegible]　廣[illegible]
大檢視[illegible]
[illegible]
英[illegible]　法名

## 庫倉

伊賀守

大檜現ニ住シテ京ニ上リ
勅命ニ依テ中務
權大輔ニ成リ
參内シツヽ
忠ヲ盡シ
功名萬國
ニ聞ヘシ
ヲクシテ病死

## 伊忠

大檜現ニ住シ世國同名 母信濃ノ
弱年ニ依テ上京シツヽ濃州
可児郡ニ
ヲヒクヽ一千貫ノ地
ヲ給ケル
大檜現ニ住シ下総國
千葉郡ニ
ヲヒクヽ千貫
ヲ給ハリ大番役ヲ
勤ル年老

乃ち法皇より北の
是助
大坂陣のとき二ヶ所を
大坂陣の時
約命とかう
七人乃列ふ
諸軍と為
大将現蔵
西國乃
白徒侯敵
元和四年十一月十四日是助小

一之
御台所 生國因幡 伊豆が嬢子
母内藤四郎 正蔵が女
元和九年十一月
将軍家
寛永元年
薨
法名壽心
をひく死ス

家乃紋菊水のしるし三国典
幕に紋白黒の幡印こ乃内ふ
菊の弐ゑ葵の丸

国立公文書館
National Archives of Japan

終末

某

稲垣助　生国三河

三刀屋助　城主

重吉

市左衛門　生国同国

六十一ヲ以テ死セリ　法名道清

重時

[illegible]守　生國同分

六十五ヲ以テ死セリ　法名常全

[illegible]

九郎左衛門尉　生國同前

大久保相模守ノ子ナリ

[illegible]

[illegible]

命ニヨリ[illegible]

大檜原ニ[illegible]

[illegible]殿ノ子ニ[illegible]

大坂海路陣ノ[illegible]

[illegible]

將軍家ノ[illegible]

[illegible]

清左衛門尉　生國相模

[illegible]

白川院殿ゟ
勝軍家ヲ下ケ給フ
家乃紋藤丸（ふぢのまる）

国立公文書館
National Archives of Japan

終末

政意

市谷東　生國こしの

大檜現ゆたかまつる二刀

是明応ひくの二百石乃地と

紀ぞ

文禄四年　七十三ゆく

病死　法名等忍

政次

市兵衛

大橋現ゝ

右法院殿ゝ仕まつり

大坂御陣ゝ御手

寛永十年ゝ増二百石を

ゝ賜まつる

同年十一月ゝ

法名春忍

ゝ四十九ゝ病死

政房

市兵衛　生國武蔵

実右松平庄左衛門子ゝ

寛永三年十一月

將軍家ゝ謁しまつる

父乃遺跡を継ぐ寛永十年ゝ

くゝ之寺領ゟ弐百石地とのゞ
きゝ知之百姓と成しゞく小菊信
乃役を仕ゝむ
同十四年清書とつゝ
家乃紋藤九

# 鈴木

重次　与九郎　生国三河
廣忠ゟ一つ〻へ〻ゟ

重勝　与九郎　生国同所

大檜現ニ作ル

信西

俗名朱 生國三河

大檜現

右遠敵ニつくまつる

元和二年六十歳ヲ以て病死

信吉

俗名朱 生國武蔵

右遠敵ニつくまつる

將軍家ニ作ル

重成

四郎三郎 生國三河

右遠敵ニつくまつる

寛永二年ヲ以 二十三ヲ

病死

宣後

四郎左衛門尉 生駒山城

寛永六年

将軍家光ニつかへまつる

宣成ガ遺跡ヲ継ク

同十年ヨリ加増二百石ヲ賜フ

宣信

久七郎 生駒三河

大権現ニ召出サレ

台徳院殿ニ仕ヘ奉ル

元和七年ニ病死

宣則

助大夫

宣忠

久兵衛 生駒図書

元和七年より
大御所様へ召被成候
名古屋殿へ被遣
将軍家へ召被成

重次

一郎兵衛
将軍家へ召被成候
清洲へ被遣

家乃紋 葵乃紋

国立公文書館
National Archives of Japan

鈴木

信政

市蔵　生国三河

大權現様ニつかへまつる

信村

久蔵　生国同所

大樹様へつとめまいる

信吉

八幡殿　生国武蔵
当長十五ヶ年
右信吉殿へつとめまいる

信照

三郎左衛門　生国同所

寛永十二年
將軍家へつとめまいる

家乃紋藤乃丸

国立公文書館
National Archives of Japan

終末

音則

小民部丞 甘國三の 法名宗亂

もとより男にて系譜に即ち即

音蔵が下小侍にまつ小者也

重時

氏邦　生國同お　法名源久

重信

同義助　生國同お

大檜現ノ法ノ人立てまつりく

二刀高橋庄ノ内一本めさるべ

柳波中角ヨリ子等のごとり

重政

末工ノ助　生國同お

無一本ノ人

大檜現の小堂ノ

ちいくさ二百年要ノ地ノ

甲刀ノ家ノ二刀是助ふるりく

いとみ立てふこさい立信ちく

死ち　法名宗鉢

重政
大樹様に仕ふまつり重信遺跡
を継ぎ七十五にて病死
法名等白

重利
東之助 豊後国国主
大樹様に仕ふまつり御代
ゆゑ

豊長十八歳高橋左馬之助
上総国東金にて死せり代地を
給ふ
寛永元年豊後の忠長へ仕ふ
乃ち江戸に住し勤仕
同十六歳にて死せり七十二
法名秀雄

重定

九郎右衛門 生國上総

元和元年

大樹様東金ニ御鷹狩乃

御帰城ニ被為遊

勅使

大樹様薨御乃ち

後府より

名古屋殿ニ

ゆつられ

ゆつられ

大番

ゆつられ

ゆつられ

忠長ニ

江戸ニ

寛永十年小

死ス 法名得性

重俱

九郎右衛門 生國駿河

寛永十年 忠長乃 諸士ニ

[illegible]地[illegible]立[illegible]
[illegible]倶[illegible]列[illegible]
[illegible]

家乃紋栢種の[illegible]

終末

某

下野　出國之河

某

六藝ノ出國因者

大檜扇ヲ立てまつる

法名京巳

正次

七月廿日 出國同家

寛永四年 四十一歳

病死 法名京牛

重次

七月廿日 出國武蔵

寛永六年 七歳

将軍家光 つ

家乃紋藤の丸

国立公文書館
National Archives of Japan

某

終末

甘國三河

松平大学

三河伊保乃城主居住也

廣乃守

某

松平大学　甘國田村居城之国
清康君ヲ　つくまつる
妻ヲ
大樹現乃小豆　ほくぶ　ヲ　ちゃくまつる

某

松平四郎右衛門　甘國　三河

大樹現ヲ　つくまつる
天正十二年　小牧御陣ヲ　まつる
ら死

某

松平安内　甘國田村
大樹現ヲ　つくまつる　和田
清陣乃ときさうら死　和田陣
つまびらかなるず

雲皮

新末清盛ハ新木氏ヲ[illegible]
こ乃様ニ[illegible]
大様現ハ[illegible]
[illegible]新北と[illegible]
小田原ニ田[illegible]陣ヲ[illegible]
[illegible]乃ら様[illegible]
小[illegible]ら[illegible]

上総国

雲政

長盛
白川院殿
将軍家ハ[illegible]

雲玄

長盛 生国上総
寛永六年

白波後敵そむき
将軍義満つゝしたがはず
義乃紋下賜(さづけたまふ)

終末

●雲長

播磨守　紀伊熊野

天正八年八月二十四日死去

八十八

重吉

清左衛門　生國尾張

大檜原につくそまつる

寛永七年六月廿日死年

八十

重勝

檜之助　生國大和

大檜原につくそまつる

重次

作兵衛　生國駿河

右遠藤殿

將軍家にて作そまつる

家乃後柳に稲の丸

国立公文書館
National Archives of Japan

終末

京都

勅解由　菊園之河

幼少

大検視

[illegible]

[illegible]の組以

台徳院殿に仕へたてまつり
しばらくありて
台徳院殿の御姫君越前の忠直卿へ嫁
し給ふとき供奉し越前に
とゞまりて病死
法名道力

重次
喜太郎　生國武蔵
幼年より

台徳院殿に仕へたてまつり
父の役をつとむそのち
將軍家に仕へたてまつり
御臺所の番頭とされしかど
二十五歳四十一歳にして病死
法名宗築

重成
喜太郎　生國同前

将軍家御子孫
之乃役を
つとむ時十五歳

御乃役下(さがり)歳乃丸(まる)

国立公文書館
National Archives of Japan

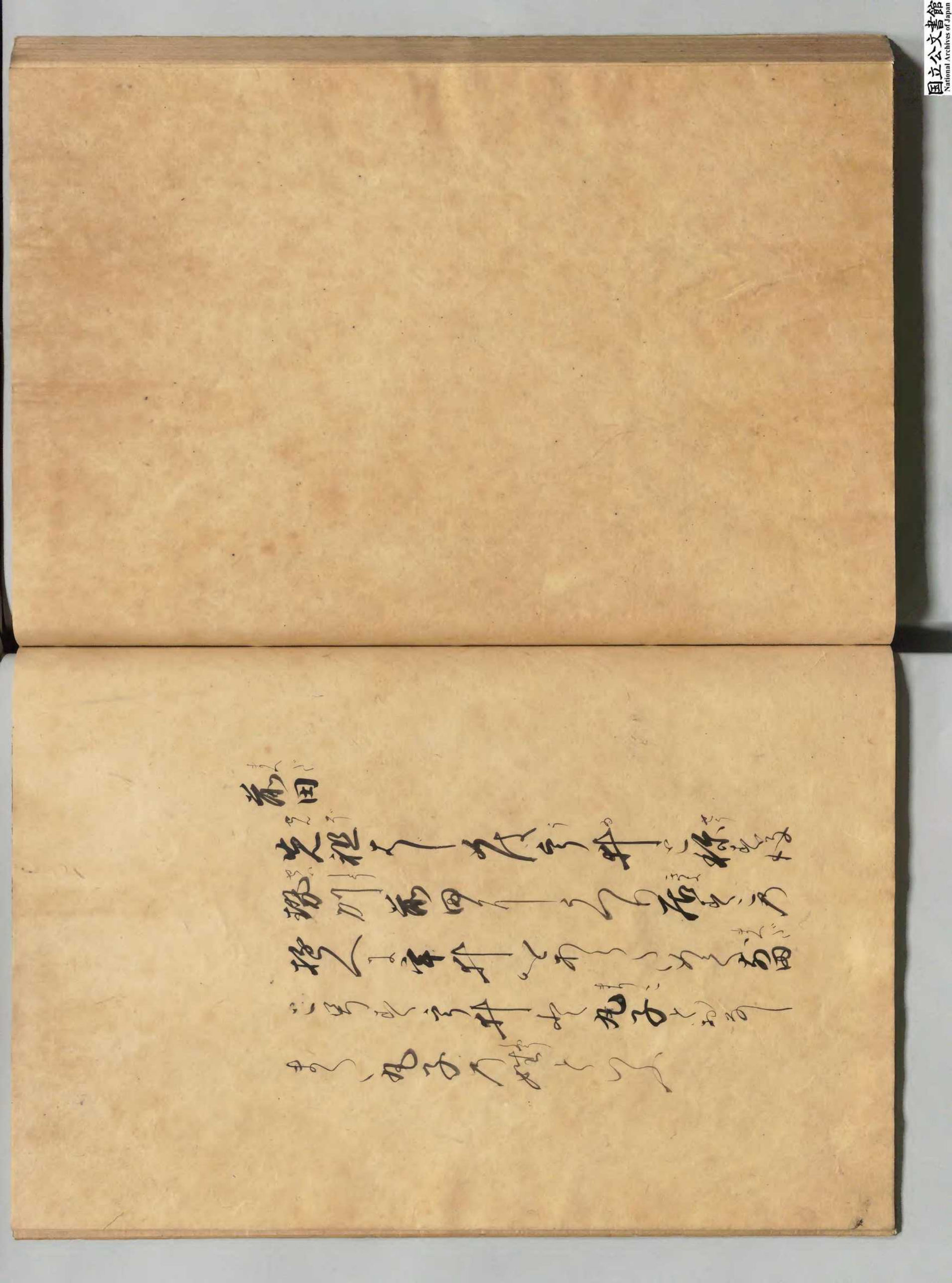

宣久

[illegible] 生國伊勢
[illegible]
大稽現不[illegible]たてまつる
天正十八年六月廿[illegible]六十
法名憲宗安居士

宣勝

万[illegible]局 生國同[illegible]
演[illegible]
大稽現不[illegible]たてまつる
[illegible]原武[illegible]
享年十五[illegible]月十九日 年[illegible]歳
[illegible] 法名[illegible]

宣後

[illegible] 生國 [illegible]

実父右中村源兼江州人ニ
榊原式部大輔ト号ス
享年十七年 正月廿九日
五十七ニ而 落髪
家督ハ遺命ニ而 乃羽左近
定俊定勝ニ
氏と前田ニ
寛永二年 閏四月
乃羽事 ニ而 ニ

元和九年
將軍家ヲ一揆ヲ企てまつる
寛永二年ヨリ勅使
家乃紋圓内ニ物種

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan